

J A ネットバンク利用規定の一部改正について

J A ネットバンク利用規定の一部を次のとおり改正する。

1 改正理由

令和2年11月16日より、J A ネットバンクの携帯電話向けサービスが終了することから、J A ネットバンク利用規定を改正するものである。

2 改正内容等

(1) 主な改正内容

- ・ 端末機器に関する記載を「携帯電話」から「スマートフォン」へ変更する。
- ・ 「J A ネットバンク操作手引き」の廃止に伴い、操作手引きにかかわる記載を変更する。

(2) 改正新旧対照表

別添「J A ネットバンク利用規定の改正新旧対照表」のとおりとする。

3 施行日

令和2年11月16日から施行する。

以 上

JA ネットバンク利用規定の改正新旧対照表（改正部分抜粋）

（下線は、改正箇所）

新	旧
<p>第1条 「JA ネットバンク」</p> <p>「JA ネットバンク」（以下、「本サービス」といいます）は、パソコンや<u>スマートフォン</u>など当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます）からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下「払込」といいます）を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申し込みを行い、かつ当組合が当該申し込みを承諾した本邦居住の方のみとします。</p> <p>契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。</p> <p>第3条 利用申込み</p> <p>3. 本サービスの申し込みに対する当組合の手続完了後、必要事項を記載した「JA ネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」を契約者の届出住所宛に郵送で通知しますので、契約者は、この「JA ネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」や<u>同封の資料</u>等に基づき、当組合所定の設定を端末機器から必ず行ってください。契約者の設定完了後、本サービスは利用可能となります。</p>	<p>第1条 「JA ネットバンク」</p> <p>「JA ネットバンク」（以下、「本サービス」といいます）は、パソコンや<u>携帯電話</u>など当組合所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者（以下、「契約者」といいます）からの依頼に基づき、振込・振替手続を行うサービス、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、税金・各種料金の払込み「Pay-easy（ペイジー）」（以下「払込」といいます）を行うサービス、定期貯金に関する手続を行うサービス、ローン繰上返済に関する手続を行うサービス、カードローンに関する手続を行うサービス、その他当組合所定のサービスを、本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当組合に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当組合制定の申し込みを行い、かつ当組合が当該申し込みを承諾した本邦居住の方のみとします。</p> <p>契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。</p> <p>第3条 利用申込み</p> <p>3. 本サービスの申し込みに対する当組合の手続完了後、必要事項を記載した「JA ネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」を契約者の届出住所宛に郵送で通知しますので、契約者は、この「JA ネットバンク操作手引きの送付について（送付状）」や<u>「操作手引き」</u>等に基づき、当組合所定の設定を端末機器から必ず行ってください。契約者の設定完了後、本サービスは利用可能となります。</p>